

実績報告書の作成チェックリスト（補助事業が適正に行われたか確認）

番号	書類
1	合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書
	<input type="checkbox"/> 竣工日より1か月以内に提出してください。 <input type="checkbox"/> 申請者住所は提出日時点の登録住所としてください。 <input type="checkbox"/> 振込先の金融機関や口座種目、口座番号、口座名義人は正しいですか。口座名義人にフリガナはふりましたか。（申請書段階で届出済みの場合は再度確認）
2	領収書の写し
	<input type="checkbox"/> 領収書の宛名は申請者になっていますか。 <input type="checkbox"/> 領収書の日付は記入されていますか。領収書の金額は、請求書と同じ額ですか。
3	請求書
	<input type="checkbox"/> 浄化槽設置工事費及び配管布設費、撤去処分（再利用）費の項目に分けて明記していますか。 <input type="checkbox"/> 浄化槽設置工事費及び配管布設費、撤去処分（再利用）費の内訳が記載されていますか。 （例）工事費の場合…浄化槽本体費、材料費、掘削費、埋設費、上部スラブ費など <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽の撤去又は雨水貯留槽への再利用若しくはくみ取り槽の撤去に係る経費補助、既存単独浄化槽又は既存汲み取り便槽から合併浄化槽へ転換する場合の宅内配管補助制度を利用した場合。 （該当費用を取り出して判断できるものがあれば、請求書は全体分一通で構いません。） 単独浄化槽若しくはくみ取り槽の撤去費…清掃費、消毒代、掘削及び撤去費、処分費など 単独浄化槽の再利用費…清掃費、消毒代、不要管の撤去及び管口閉塞、調整費など 転換に係る宅内配管工事…資材費、配管工事費、雑材消耗費など。 なお、配管の種類及び延長、マスの個数を記載
4	保守点検契約書、清掃委託契約書
5	浄化槽法定検査依頼書の写し（浄化槽法第7条・第11条）
	※富山県浄化槽協会への検査依頼書。検査手数料が口座振替の方は口座振替依頼書の写しを追加
6	浄化槽設備士によるチェックリスト
	<input type="checkbox"/> 「合併処理浄化槽工事竣工チェックリスト」の記載漏れはありませんか。 <input type="checkbox"/> ポンプ設備やブロワーのアースの有無についてご注意ください。 <input type="checkbox"/> チェック日は記入されていますか。浄化槽設備士の署名、捺印はされていますか。
7	マニフェストE票またはD票（撤去できない場合は必要ありません）
	<input type="checkbox"/> 撤去した浄化槽1件分のマニフェストですか。 <input type="checkbox"/> 事業場（排出事業場）は転換工事を行った場所にしていますか。 <input type="checkbox"/> 原則E票またはD票を添付すること。実績報告書の提出期限に間に合わない場合はB2票で受付しますが、後日E票を提出していただきます。
8	浄化槽工事に係る写真2部（内1部は県補助金の実績報告添付用、右上に指令番号と人槽区分記載）
	<input type="checkbox"/> 工事着手日、工事完了日が記載されていますか。 <input type="checkbox"/> 工事着手日は交付決定日の後になっていますか。 <input type="checkbox"/> 設置前の状況から撤去、設置工事、配管工事、工事終了までの過程がわかるように撮影した写真が実績報告書に添付されていますか。 <input type="checkbox"/> 既存槽を不撤去または一部撤去とする場合、既存槽が廃止されたことを確認できる写真が添付されていますか。 <input type="checkbox"/> 工事標識の内容（工事内容や日付など）を正しく記載し、それを写真で確認できますか。

	<input type="checkbox"/> 浄化槽工事の技術上の基準に適合していますか。特に、以下について不適切な写真がないですか。 <input type="checkbox"/> ・かさ上げの高さは 30 cm以内ですか。(30 cmを超える場合はピット工事をしてください) <input type="checkbox"/> ・設置場所は土圧による影響が考慮されていますか。 ※土圧の範囲が下方 45 度の場合、設置場所までの距離>浄化槽の高さ
	竣工図面 <input type="checkbox"/> 工事完了後の配管や浄化槽設置場所を明記していますか。 9 <input type="checkbox"/> 転換による宅内配管工事補助金が含まれる場合は、既設管と新設管が図面で区別されていますか。 <input type="checkbox"/> トイレや台所、風呂などの敷地内全ての排水場所は明記していますか。 <input type="checkbox"/> 配管の種類及び延長や柵の位置に間違いはありませんか。
10	浄化槽使用開始報告書及び廃止届 （単独処理浄化槽を使用していた場合）の写し

お問い合わせ

氷見市上下水道課 電話番号：0766-74-8207